

令和7年度県広報誌「県民だより」制作業務委託に係る企画競争 実施要領

1 目的

県広報誌「県民だより」の発行目的を果たし、県民の皆さんに興味を持って読んでいただける誌面づくりを行うにあたり、制作業者の企画・文章・写真・レイアウト等の能力を総合的に判断するため。

2 委託業務の内容

県広報誌「県民だより」の制作業務

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度県広報誌「県民だより」制作業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

3 参加要件

企画競争に参加できる者は、以下の全てに適合する印刷会社、広告代理店、企画会社、CSO等とする。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者。
 - ア 県内に本店、支店、営業所等（又はCSOの活動拠点となる事務所等）を有する者。支店、営業所等の場合は、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者。
 - イ 県の誘致企業。
 - ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等。（県内に所在するものに限る）
- (2) これまでに文章、レイアウト、写真、イラスト等を自社で作成した定期刊行物発行の実績がある。若しくは、それと同等の能力を有していること。
- (3) 緊急の取材、撮影、編集、打ち合わせ等が必要な時に迅速に対応ができること。
- (4) 県が指定する印刷会社（後日、一般競争入札で決定）と連携ができること。印刷会社の仕様に影響されないデジタル版下を作成できる能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 実施スケジュール

- ・募集開始（県ホームページ掲載） 令和7年2月14日（金）
- ・オリエンテーション（説明会） 令和7年2月19日（水）
- ・参加申込書提出期限 令和7年2月26日（水）
- ・参加資格確認通知 令和7年3月5日（水）
- ・審査用書類（企画書等）提出期限 令和7年3月14日（金）
- ・審査会（プレゼンテーション） 令和7年3月17日（月）（予定）
- ・委託業者決定 令和7年3月18日（火）（予定）

5 募集方法

県ホームページによる案内等

6 オリエンテーション（説明会）

令和7年2月19日（水）10時から、旧佐賀県自治会館1階2号会議室（佐賀県佐賀市城内1-5）で行う。

7 実施方法等

（1）参加申込書・企画書等の提出

企画競争に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

提出期限

- ・参加申込書、誓約書、実績書 令和7年2月26日（水）17時【時間厳守】
- ・企画書、見本品、見積書 令和7年3月14日（金）17時【時間厳守】

※詳細は別添「企画競争説明書」を参照のこと

提出場所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県政策部広報広聴課（新館6階）

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※郵送の場合も上記提出期限までに必着のこと。

※参加資格審査の結果は令和7年3月5日（水）までに通知する。

（2）審査方法

提出された企画書、見本品、実績書及びプレゼンテーションにより、別表1「評価基準」に基づき審査する。

審査の結果、もっとも高い評価を受けたものを最優秀企画とするが、評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(3) 審査会の日程等

日時 令和7年3月17日(月) 11時00分～(予定)

場所 旧佐賀県自治会館1階4号会議室
(佐賀県佐賀市城内1-5)

※日程等に変更があれば、後日連絡する。

※持ち時間は各50分(説明40分、質疑10分)とする。くじ引き(参加資格審査用書類提出時に実施)による順番で、参加者によるプレゼンテーションを行う。

8 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、次の号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実とみられる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の者に限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社の保証 その保証する金額担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 佐賀県財務規則第115条第3項第4号に規定する国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本企画競争の手続について不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- カ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画競争の手続の中止

次のいずれかに該当する場合は、本企画競争の手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(4) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(5) 契約締結

企画競争の審査の結果、最優秀企画に選定された者を契約交渉の相手方とする。

本契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、最優秀企画に選定されたとしても、契約締結後でなければ業務に着手できないことに十分注意すること。

なお、本委託契約の実施は、令和7年2月定例県議会において令和7度当初予算案が承認されることを条件とする。

9 留意点等

留意点や詳細は企画競争説明書による。

10 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱においては、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

11 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、発注者の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

12 この企画競争についての連絡先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59
佐賀県 政策部 広報広聴課 (担当 愛垣)
TEL:0952(25)7219 FAX:0952(25)7263
E-mail:kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp